は公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）に対し、次に掲げる書類及び写真を」に改め、同項ただし書中「外務大臣に提出する」を「、外務大臣に提出する」に改め、同項第二号中「又は戸籍抄本」を削り、同条第二項ただし書及び同項第二号中「その者」を「申請者」に改め、同条第三項中「人違いでない」を「本人である」に改め、「当該」を削り、「これを」を「、これらを」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　領事官は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が本人であることを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

５　都道府県知事又は領事官は、一般旅券の発給の申請が第十条第一項又は第十一条の規定によるものである場合には、当該申請を受理するに当たり、外務省令で定めるところにより、申請者が現に所持する一般旅券（第五条、第八条及び第十四条において「現有旅券」という。）を確認するものとする。

第四条第一項中「国内」を「当該公用旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）が国内に在る場合」に、「、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者が最寄りの領事館に出頭の上領事官に」を「対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し」に改め、同項第二号中「公用旅券の発給を受けようとする者」を「対象者」に改め、同項第三号中「又は戸籍抄本」を削り、同項第四号中「公用旅券の発給を受けようとする者」を「対象者がする請求」に改め、同条第二項中「公用旅券の発給を受けようとする者」を「対象者」に改める。

第五条第四項中「第十条第一項」の下に「又は第十一条（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「当該申請に当たつて返納した一般旅券（以下この条及び第十四条において「返納旅券」という。）の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に変更を生じた者であつて、有効期間を当該返納旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券」を「、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第十四条において「残存有効期間同一旅券」という。）」に、「記載して当該申請をするもの（第十四条において「記載事項変更旅券申請者」という。）である」を「記載する」に、「返納旅券の残存有効期間及び」を「現有旅券の残存有効期間及び」に、「返納旅券の次の」を「現有旅券の次の」に改め、同項各号及び同条第五項中「返納旅券」を「現有旅券」に改める。

第八条第一項中「の申請をした者」の下に「（以下この項から第三項までにおいて「申請者」という。）」を加え、同項ただし書中「同項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「申請する」を「申請をした」に、「当該申請をした者」を「申請者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「人違いでない」を「本人である」に、「一般旅券」を「、一般旅券」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請者が前項に規定する現有旅券を返納しなければならない者に該当するときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の現有旅券の返納を受けるものとする。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の一般旅券が第十条第一項又は第十一条の規定に基づき第三条の規定により発給を申請されたものである場合には、申請者は、当該一般旅券の交付の際、現有旅券を返納しなければならない。

第八条に次の一項を加える。

５　前項の公用旅券が第十条第二項又は第十一条の規定に基づき第四条の規定により発給を請求されたものである場合には、当該公用旅券の発給を受ける者は、当該公用旅券の交付の際、現に所持する公用旅券を返納しなければならない。

第九条第一項中「、当該一般旅券及び次に掲げる書類を」を削り、「都道府県知事」を「、都道府県知事」に改め、「外務大臣に」の下に「対し」を加え、「最寄りの」を削り、「領事館」の下に「（大使館及び公使館を含む。以下同じ。）」を加え、「領事官に」を「、領事官に対し、当該一般旅券及び次に掲げる書類を」に改め、同条第二項中「国内」を「渡航先の追加を受けようとする者（以下この項において「対象者」という。）が国内に在る場合」に、「、国外においては渡航先の追加を受けようとする者が最寄りの領事館に出頭の上領事官に」を「対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し」に改め、「（国外において」の下に「対象者がする請求にあつて」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十条第一項中「記載事項」の下に「（旅券の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に限る。）」を加え、「、前条第一項の規定の適用がある場合を除き」、「、当該一般旅券を返納の上」及び「新たに」を削り、同条第二項中「前条第二項の規定の適用がある場合を除き、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては当該公用旅券の名義人が最寄りの領事館の領事官に」を「各省各庁の長又は当該公用旅券の名義人は」に改め、「、当該公用旅券を返納の上」及び「新たに」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第十条第三項中「新たに」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅券の記載事項のうち渡航先にのみ変更を生じたときは、当該旅券の提出を求めてその渡航先を訂正することにより、旅券の発行に代えることができる。

第十条第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十一条中「（公用旅券でその名義人が国内に在るものについては、各省各庁の長）」を「（公用旅券については、各省各庁の長又は当該公用旅券の名義人）」に改め、「、第四条の二本文の規定にかかわらず」及び「当該旅券を返納の上」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条第一項第二号中「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条中「者が」を「者が、」に、「記載事項変更旅券申請者」を「残存有効期間同一旅券の発給の申請をする者」に、「当該返納旅券」を「その現有旅券」に改める。

第十五条中「（外務省令で定める場合には、旅券面への署名に代えて、一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書の所定の場所）に署名しなければ」を「に署名し、又は外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の署名を提出しなければ」に改める。

第十六条中「領事館の」を削る。

第十七条第一項中「都道府県に出頭の上」を削り、「、国外においては最寄りの領事館に出頭の上領事官に」を「対し、国外においては領事官に対し」に改め、同項ただし書中「外務大臣に提出する」を「、外務大臣に届け出る」に改め、同条第二項中「出頭」を「自ら届け出ること」に改め、同条第三項中「都道府県知事」の下に「（直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣）」を加え、「の旅券」を「の一般旅券」に、「人違いでないこと及び」を「本人であること、」に改め、「居住していること」の下に「及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたこと」を加え、「これを」を「、これらを」に改め、同条第四項中「外務大臣に」の下に「対し」を加え、「最寄りの領事館に出頭の上領事官に」を「各省各庁の長を経由して外務大臣に対し、又は領事官に対し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　領事官は、第一項の一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

第十七条に次の一項を加える。

６　外務大臣又は領事官は、前項の公用旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該公用旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。